

# 「おいしい信州ふード」デザイン等使用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、「おいしい信州ふード」のデザイン及びロゴタイプ（以下「デザイン等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第2条** この規程において、デザイン等とは別記1のデザイン及びロゴタイプをいう。

## (デザイン等に関する権限)

**第3条** デザイン等に関する一切の権限は、長野県に属する。

## (使用の承諾)

**第4条** デザイン等を使用しようとする者は、あらかじめ長野県農政部農業政策課農産物マーケティング室長（以下「農産物マーケティング室長」という）の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 長野県及び長野県が構成員となっている団体が使用する場合
- (2) 「おいしい信州ふード」を普及する職（大使・公使・名人）にあるものが使用する場合
- (3) その他使用承認の手続きを必要としないと農産物マーケティング室長が認めた場合

## (使用の申し込み)

**第5条** デザイン等を使用しようとする者（前条各号に該当する場合を除く。）は「おいしい信州ふード」デザイン等使用申込書（様式1）を農産物マーケティング室長に提出し、その承諾を得るものとする。

2 「おいしい信州ふード」デザイン等使用申込書（様式1）を農産物マーケティング室長に提出するときは、次の各号に定める書類を添えるものとする。ただし、農産物マーケティング室長が認める団体等が申し込みを行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 会社概要等、申込者の事業内容がわかる資料
- (2) デザインの使用内容がわかる企画書等
- (3) その他農産物マーケティング室長が必要と認める書類

## (使用承諾の基準等)

**第6条** 農産物マーケティング室長は、前条に規定する申込書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が「おいしい信州ふード」のイメージアップ及びブランド力の向上に資すると認めるときには、使用の承諾するものとする。

2 デザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、農産物マーケティング室長はこれを承諾しないものとする。

- (1) 長野県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (2) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (3) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反すると認められる場合
- (5) その他承諾することを農産物マーケティング室長が不相当と認めた場合

3 農産物マーケティング室長は、デザイン等の使用を承諾するときは、「おいしい信州ふード」デザイン等使用（仕様変更）承諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。

## (使用承諾の条件)

**第7条** 農産物マーケティング室長は、前条の使用承諾に際し必要があると認めた場合には、デザイン等の使用方法その他について、条件を付すことができる。

## (使用上の遵守事項)

**第8条** デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用項目のみに使用すること。
- (2) 別記1デザインパターン、ロゴタイプパターンに従って正しく使用すること。
- (3) デザイン等自体を賞品化しないこと。
- (4) 農産物マーケティング室長が必要と認めた場合に、当該使用に係る物件の写真等を速やかに提出すること。

**(承諾内容の変更等)**

**第9条** デザイン等を使用する者が、使用承諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「おいしい信州ふード」デザイン等使用変更申込書(様式3)を農産物マーケティング室長に提出しなければならない。

- 2 農産物マーケティング室長は、前項に規定する申込書受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、変更を承諾するものとする。
- 3 農産物マーケティング室長は、デザイン等の使用承諾の内容の変更を承諾するときは、「おいしい信州ふード」デザイン等使用(仕様変更)承諾通知書(様式2)により、使用申請者に通知するものとする。

**(承諾の取り消し等)**

**第10条** 農産物マーケティング室長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取消し、デザイン等を使用する者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) デザイン等を使用する者が、この規定に違反した場合。
  - (2) デザイン等を使用する者が、使用承諾に付した条件に違反した場合。
  - (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合。
  - (4) その他のデザイン等の使用の継続が不相当であると認められた場合。
- 2 農産物マーケティング室長は、デザイン等を使用するものに、デザイン等の使用状況等を報告させ又は調査することができるものとする。

**(仕様の非独占性)**

**第11条** デザイン等を使用する者は農産物マーケティング室長が承認した用途に限定してデザイン等を使用し、それは非独占的になされるものとする。

**(経費等の負担)**

**第12条** 長野県は、本規定によりデザイン等の使用の承諾を行った事業に対し、その実態に係る経費又は役務を負担しない。

**(損失補償等の責任)**

**第13条** 長野県は、デザイン等の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

**(その他)**

**第14条** 本規定に定めるもののほか、デザイン等の使用に関し必要な事項は農産物マーケティング室長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成25年9月2日から施行する。

**附 則**

- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行する。